



鳥取県公報

令和6年9月17日（火）
第9629号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	鳥獣捕獲等事業の変更の認定（532）（自然共生課）・・・・・・・・・・ 2
	鳥獣捕獲等事業の変更の届出（533）（Ⅱ）・・・・・・・・・・ 2
	保安林の指定予定（534）（森林づくり推進課）・・・・・・・・・・ 2
	令和6管理年度におけるくろまぐろ（小型魚）等の知事管理漁獲可能量の変更 （535）（漁業調整課）・・・・・・・・・・ 2
	公共測量の実施（536）（県土総務課）・・・・・・・・・・ 3
	県道の供用の開始（537）（道路企画課）・・・・・・・・・・ 3
	建築基準法による道路の位置の指定（538）（中部総合事務所環境建築局）・・・・・・・・ 3
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集（34）・・・・・・・・・・ 3

告 示

鳥取県告示第532号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第18条の7第1項の規定に基づき、認定鳥獣捕獲等事業の変更の認定を行ったので、同条第2項において準用する同法第18条の5第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年9月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	住所	代表者の氏名	変更の内容	変更年月日
一般社団法人鳥取県 猟友会	鳥取市湖山町西二丁目 413	徳山 幸一	事業管理責任者の 変更、捕獲従事者の 追加、捕獲従事者の 狩猟免許の種類に係 る変更	令和6年9月4日

鳥取県告示第533号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第18条の7第3項の規定に基づき、認定鳥獣捕獲等事業の変更の届出があったので、同条第5項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年9月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	住所	代表者の氏名	変更の内容	変更年月日
一般社団法人鳥取県 猟友会	鳥取市湖山町西二丁目 413	徳山 幸一	代表者の変更	令和6年6月6日

鳥取県告示第534号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年9月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
岩美郡岩美町大字浦富字上内池田2957
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第535号

令和6年鳥取県告示第203号（令和6管理年度におけるくろまぐろ（小型魚）等の知事管理漁獲可能量について）

により告示したくろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）の知事管理漁獲可能量について、令和6年8月29日に次のとおり変更したので、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項において準用する同条第4項の規定により公表する。

令和6年9月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

特定水産資源	知事管理区分	知事管理漁獲可能量	
		変更前	変更後
くろまぐろ（小型魚）	鳥取県くろまぐろ漁業	5.2トン	8.2トン
くろまぐろ（大型魚）	鳥取県くろまぐろ漁業	6.5トン	3.8トン
	県留保枠	0.7トン	0.4トン

鳥取県告示第536号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、米子市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年9月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和6年9月12日から令和7年1月28日まで
- 3 作業地域 米子市中島及び車尾

鳥取県告示第537号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、令和6年9月17日から2週間鳥取県県土整備部道路局道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

令和6年9月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
仙隠岡田線	倉吉市北野字ドウ々平753-5地先から同字747-4地先まで	令和6年9月18日
〃	倉吉市北野字上ミ野前504-1地先から同市北野字下河原37-3地先まで	〃

鳥取県告示第538号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県中部総合事務所環境建築局建築住宅課において縦覧に供する。

令和6年9月17日

鳥取県中部総合事務所長 木 本 美 喜

指定の年月日	指定道路の位置	指定道路の延長及び幅員
令和6年9月17日	東伯郡湯梨浜町大字水字堀田115-3、115-4、116-10	延長 51.52メートル 幅員 6.00メートル

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第34号

令和6年第12回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和6年9月17日

鳥取県選挙管理委員会委員長 藤 村 実 千 子

- 1 日時 令和6年9月19日（木） 午後2時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 3 議題
 - (1) 選挙人名簿登録者総数について
 - (2) その他